

---

紛争等解決業務の外部委託を行うに伴う  
事務局組織の改編について

---

日証協・平22.2.1

本協会では、紛争等解決業務を特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター」(FINMAC)に委託することに伴い、2月1日付けで、下記のとおり、事務局組織の改編を行った。

記

1. 証券あっせん・相談センターの業務の移管等

紛争等解決業務をFINMACに業務委託することに伴い、当該業務を所管している証券あっせん・相談センターが行っている業務に関し、以下のとおり改編する。

苦情処理及びあっせん業務のルールに関する事項については廃止する。

会員間の紛争の調停に関する事項を会員本部会員業務部に移管する。

協会員(会員間を除く)間の紛争の調停に関する事項を自主規制本部自主規制企画部に移管する。

認定個人情報保護団体業務のうち、苦情処理業務に関する事項を規律本部個人情報相談室に移管する。

認定個人情報保護団体業務に係る関係部署及び関係機関との連絡調整に関する事項、同業務のうち協会員に対する情報提供に関する事項等を自主規制企画部個人情報監理室に移管する。

2. FINMACとの業務委託関係

苦情処理及びあっせん業務運営に関する事項(FINMACとの業務委託に関する業務等)は、規律本部規律審査部が所管する。

3. 認定個人情報保護団体業務に関する事項

自主規制本部自主規制企画部に個人情報監理室を置く。

規律本部に個人情報相談室を置く。

4. 改編に伴う相談、問い合わせ先の変更について【2月1日から】

紛争等解決業務の委託の内容・諸手続きについて

証券あっせん・相談センター( :03-3667-8009)

個人情報保護に関する業務（個人情報保護に関する苦情処理業務を除く。）

個人情報監理室（：03-3667-8017） 自主規制企画部

個人情報監理室（：03-3667-8470）

協会の個人情報保護に関する苦情処理業務

証券あっせん・相談センター（：0120-25-7900） 個人情報相談室（：03-3667-8427）

会員間の紛争の調停に関する事項

証券あっせん・相談センター（：03-3667-8009） 会員業務部（：03-3667-8453）

協会（会員間を除く）間の紛争の調停に関する事項

証券あっせん・相談センター（：03-3667-8009） 自主規制企画部（：03-3667-8470）

以 上

日本証券業協会本部事務局組織 (平成22年2月1日)

